



賠償責任の補償

# 賠償ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン

賠償プラン

## 補償の範囲

次の事故が保険の対象となります。

日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

### 企業包括方式



施設・業務遂行危険



製造物・完成作業危険



受託物危険



受託不動産危険



受託貨物危険



人格権侵害・宣伝障害  
(**ワイド**)のみ

## 保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

### ① 損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)<sup>(注1)</sup>を上回る場合に、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

### ② 費用



損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など



争訟対応費用<sup>(注2)</sup>

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など



協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用



権利保全費用

貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用



見舞費用<sup>(注3)</sup>  
(**ワイド**)のみ

事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など



建具等修理費用保険金<sup>(注4)</sup>

貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用



初期対応費用<sup>(注2)</sup>

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など



争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など

詳しくは P.24、P.25

(注1)なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注2)保険期間を通じて、初期対応費用と争訟対応費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注3)被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円を限度、かつ1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注4)1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。